

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青木村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.8%
全職員	67.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	101.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	92.9%
26～30年	86.4%
21～25年	87.1%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	96.9%
1～5年	101.9%

【説明欄】

- 2 (1) 本庁部局長・次長相当職は職区分が存在しない。
本庁課長相当職には一方の性別の職員がいないため「—」と記載する。
- (2) 一方の性別の職員がいない、又は該当の職員情報公表対象者が少ない勤続年数区分は「—」と記載する。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。